

性差別とは

- 生物学的・社会的な性差を理由とする差別的取扱い(差別的言動も含む)
- 性的指向・性自認を理由とする差別的取扱い(差別的言動も含む)
- 募集又は採用の対象から男女のいずれかを排除する
- 婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いをする
- 性別により仕事の内容や賃金に格差がある

こんなこともセクハラ (他人に不快感を覚えさせる性的言動)

- 食事やデートにしつこく誘う
- 容姿や体型を話題にする
- 身体に不必要に接触する
- 性的な話や冗談を言う
- 懇親会などでお酌や隣に座ることを強要する
- 性的指向や性自認をからかう、馬鹿にする

Q 相談員はどのような人がメンバーになっているのですか？

A 相談員は、弁護士、本会職員、外部相談員(カウンセラー)からそれぞれ複数名が選任されています。相談員の名簿は本会ホームページで確認できます。

Q 弁護士の中から選任される相談員はどのような人ですか？

A 性差別やセクシュアル・ハラスメントの問題に精通した弁護士が選任されています。

Q 相談内容が外部に漏れることはありませんか？

A 相談員は秘密を厳守します。外部相談員にも秘密保持義務があります。

Q 「調査委員会」の構成員は誰ですか？

A 調査委員会は、外部相談員を除く相談員全員で構成されています。

Q 相談に費用はかかりますか？

A 弁護士もしくは本会職員と相談する場合、費用はかかりません。外部相談員と相談する場合は、3回分(1回60分程度)の相談料を本会が負担します。

Q 相談員名簿が載っているホームページは？

A キーワード検索ができます。

東京弁護士会 セクハラ相談

検索



 東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階
東京弁護士会 性差別・セクハラ相談受付係
TEL:03-3581-2220 FAX:03-3581-0865
E-mail:sh-uketsuke@toben.or.jp

性差別&セクシュアル・ ハラスメント相談制度

秘密は厳守されます！
外部窓口にも相談できます！

 東京弁護士会

性差別・セクハラ等 相談の手続き

東京弁護士会は「性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則」を策定し、相談体制を整えています。

相談員には、関係者のプライバシーや名誉を尊重し、正当な理由がない限り、相談者の秘密を厳守する義務が課されています。また、相談したことによって、相談者や協力者がいかなる不利益も受けることのないよう、十分注意することとされています。

誰による性差別・セクハラ？

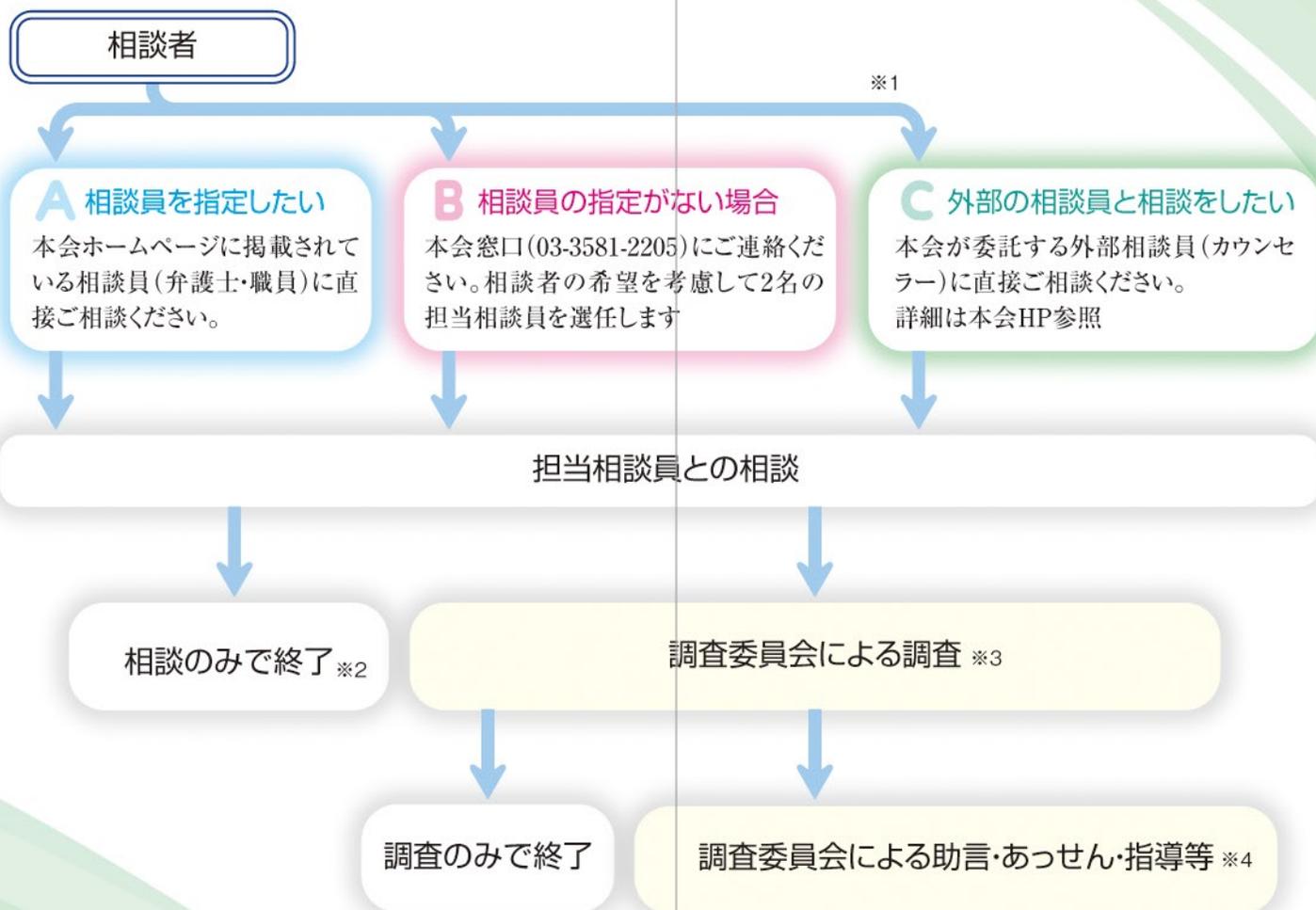
- 本会の弁護士会員・外国特別会員
- 職員等本会に勤務する者

どのような場合の 性差別・セクハラ？

法律事務所や弁護士会の活動・職務に関連して性差別・セクハラが行われた場合

相談できる人は？

弁護士、法律事務所の事務員、本会の職員、依頼者、司法修習生など、上記のような性差別・セクハラを受けた方は、性別にかかわらず、どなたでも相談できます。



※1 相談窓口は上記ABCの3つから選べます。

※2 相談のみで終了する場合、具体的な相談内容、相談者の個人情報、担当相談員以外に漏れることはありません。

※3 相談者が希望する場合は、調査委員会に調査を申し立てることができます。

※4 調査の結果、相談者の希望を考慮して、相手方に対し、調査委員会による助言、あっせん、指導等をする場合があります。